

平成30年度は評価替えの年です

固定資産税の土地・家屋は3年ごとに評価額の見直しを行っています。評価替えにあたり、固定資産税（土地・家屋）の評価のしくみなどについて紹介します。

評価のしくみ

固定資産税は、国で定めた固定資産評価基準に基づき、その年の1月1日（賦課期日）現在の状況により評価します。

●土地の評価方法

町内を宅地、田、畑、山林などの地目ごとに一定の区域に区分し、その地域ごとに標準地（広さや形状などが標準的な土地）を選定します。この標準地の価格をもとに土地を評価します。

◎宅地の評価方法

標準地を不動産鑑定により評価し、その価格をもとに評価します。

①市街地宅地評価法区域

都市計画区域のうち用途地域内は、市街地宅地評価法で評価します。

※市街地宅地評価法

路線価方式といわれるものです。街路ごとに、その街路に沿接する標準的な宅地の鑑定評価額などを

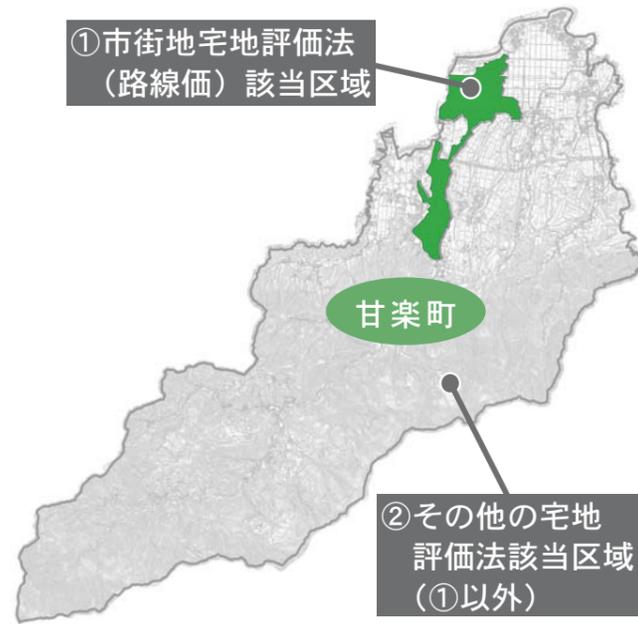
用いて算出する1㎡当たりの価格を表す路線価を付設します。この路線価に基づいて評価基準に定められている画地計算法を適用し、各筆の評点数を求めて評価する方法です。

②その他の宅地評価法区域

①の区域以外の区域は、その他の宅地評価法で評価します。

※その他の宅地評価法

宅地が沿接する道路の状況、公共施設との距離、家屋の疎密度、宅地の利用状況などがおおむね類似していると思われる地区ごとに区分し、これらの地区ごとに選定した標準的な宅地の鑑定評価額などに基づいて、評価基準に定められている画地計算法を適用し、各筆の評点数を求めて評価する方法です。



◎農地・山林などの評価方法

売買実例価額などにより標準地の価格を求め、その価格をもとに評価します。



●家屋の評価方法

国で定めた固定資産評価基準に基づき、屋根・基礎・外壁・柱・内壁・天井・床などに分けて、各仕上げごとに点数を設け、再建築価格を計算します。この再建築価格に経年減点補正率を乗じたものが評価額となります。

評価額Ⅱ

再建築価格×経年減点補正率

※再建築価格とは、評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。

※経年減点補正率とは、家屋建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価などを表したものです。

課税のしくみ

固定資産は、評価額をもとに税額が決定します。

税額Ⅱ

課税標準額×税率（1.4%）

※課税標準額とは、税額を算出する基礎となる価格のことです。家屋の場合は、原則として評価額がそのまま課税標準額となります。

3年ごとに評価替え

3年間の資産価値の変動を価格に反映させます



お知らせ

固定資産価格の縦覧ができます

○縦覧期間

4月2日（月）～5月31日（木）

※土・日曜日、祝日を除く

午前8時30分～午後5時

※水曜日は午後7時まで

○縦覧できる内容

縦覧帳簿に記載されている価格など

（所有者や課税標準額などは縦覧できません）

○納税者などであることの本人確認

運転免許証、納税通知書、健康保険証などが必要になります



地方税法に基づき自己の土地や家屋の評価が適正かどうか判断できるようにするため、土地価格等縦覧帳簿と家屋価格縦覧帳簿が縦覧できます。

○縦覧場所

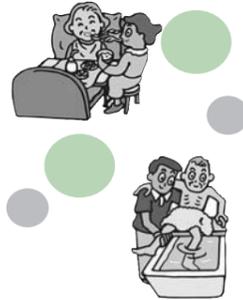
住民課

縦覧できる人
固定資産税の納税者と
その代理人（委任状持参者）

介護保険料が決定しました

介護サービス費用の実績から、今後の費用を予測し、30年度から3年間の介護保険料を次のとおり決定しました。対象者には、7月中に詳細をお送りいたします。

表の第1段階の人については、保険料の一部を国・県・町が負担する軽減措置を実施します。消費税の10%引き上げに伴い、住民税非課税世帯の人(第2・第3段階)に、対象を拡大して軽減を実施する計画が延期となっています。



第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料

段階	課税状況など	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受けている人、本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	27,540円
第2段階	世帯全員が住民税非課税者で、本人の年金収入などが80万円超120万円以下の人	45,900円
第3段階	世帯全員が住民税非課税者で、本人の年金収入などが120万円超の人	45,900円
第4段階	本人が住民税非課税者で、ほかの世帯員に住民税課税者がある場合で、本人の年金収入などが80万円以下の人	55,000円
第5段階	本人が住民税非課税者で、ほかの世帯員に住民税課税者がある場合で本人の年金収入などが80万円超の人	(基準額) 61,200円
第6段階	本人が住民税課税者で、本人の合計所得が120万円未満の人	73,400円
第7段階	本人が住民税課税者で、本人の合計所得が120万円以上200万円未満の人	79,500円
第8段階	本人が住民税課税者で、本人の合計所得が200万円以上300万円未満の人	91,800円
第9段階	本人が住民税課税者で、本人の合計所得が300万円以上の人	104,000円

(注)前年度の所得をもとに算定します。

また、年度途中でも所得の更正などにより、保険料が増減することがあります。

みんなを支える介護保険

介護保険事業は、制度が始まった平成12年から3年ごとに事業計画を定め、その計画に基づいて事業を行っています。今回策定された事業計画は、町の30年度から3年間の介護保険計画を定めたものです。

介護保険制度は、住民の皆さんが住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また、介護が必要になっても安心して生活が送れるように社会全体で支えていこうというしくみです。

町の介護保険事業計画

安心していきいきと暮らせるまちづくりを基本理念に、次の事業を進めていきます。

①介護予防の推進
高齢者の自立支援や要介護度の重度化防止を推進します。

②生活支援サービスの充実・強化
一人暮らし高齢者などの自立支援のために多様な生活支援サービスの充実を図ります。

③認知症施策の推進
早期発見・早期診断のしくみや認知症の人・家族を支える体制を築きます。

④医療・介護の連携の推進
医療と介護のサービスを切れ目なく提供するために関係機関と連携します。



楽しい語りい ミニデイサービス

介護保険からのお知らせ

■ここにこ甘楽☎(67)7655
地域包括支援センター・健康課介護保険係

内線621・622



ボランティアが作る見守りを兼ねた給食



介護予防サポーターフォローアップ研修

※介護予防サポーター養成講座などの各種講座はお知らせ版に掲載しています。ぜひ、ご参加ください。



音楽に合わせて体操を 22区おたっしや会



高齢者の悩みや相談、気軽にお声かけください。地域包括支援センターが地域を支えます。